

令和5年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年3月1日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（19名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 常世田 正 樹 | 2 番 | 伊 藤 春 美 |
| 3 番 | 菅 谷 道 晴 | 4 番 | 戸 村 ひとみ |
| 5 番 | 伊 場 哲 也 | 6 番 | 崎 山 華 英 |
| 7 番 | 永 井 孝 佳 | 8 番 | 井 田 孝 |
| 9 番 | 島 田 恒 | 10 番 | 片 桐 文 夫 |
| 12 番 | 林 晴 道 | 13 番 | 宮 内 保 |
| 14 番 | 飯 嶋 正 利 | 15 番 | 宮 澤 芳 雄 |

16番 伊藤房代

17番 向後悦世

18番 景山岩三郎

19番 木内欽市

20番 松木源太郎

欠席議員（1名）

11番 遠藤保明

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	飯島 茂
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	椎名 実
行政改革 推進課長	榎澤 茂	総務課長	小倉 直志
企画政策課長	柴 栄 男	財政課長	山崎 剛成
税務課長	向後 秀敬	市民生活課長	向後 利胤
保険年金課長	高野 久	子育て 支援課長	多田 英子
高齢者 福祉課長	赤谷 浩巳	建設課長	浪川 正彦
都市整備課長	飯島 和則	上下水道課長	多田 一徳
教育総務課長	向後 稔	体育振興課長	金杉 高春

事務局職員出席者

事務局長	穴澤 昭和	事務局次長	金谷 健二
------	-------	-------	-------

開会 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は18名、議会は成立しました。

これより令和5年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

16番、伊藤房代議員、17番、向後悦世議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの20日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの20日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第23号までの23議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（木内欽市） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第23号までの23議案を一括上程いたします。

議案第 1号 令和5年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 令和5年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 3号 令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

- 議案第 4 号 令和 5 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 令和 5 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 令和 5 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 7 号 令和 5 年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8 号 令和 5 年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和 4 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 令和 4 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 12 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 市道路線の認定、廃止及び変更について
- 議案第 21 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 22 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 23 号 専決処分の承認について（令和 4 年度旭市一般会計補正予算）

◎日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（木内欽市） 日程第 6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長（米本弥一郎） 本日ここに令和5年旭市議会第1回定例会を招集し、令和5年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、新年度における市政運営について、所信の一端を申し上げます。

初めに、総合戦略について申し上げます。

第2期旭市総合戦略は、総合戦略と国土強靱化地域計画、さらには行政改革アクションプランを一体化させ、市民が安心して暮らせるよう、本市のまちづくりの指針として令和2年3月に策定し、令和5年度は計画期間の4年目を迎えます。

この間、国においては、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指し、デジタル技術の活用による地方の課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・深化させるため、デジタル田園都市国家構想総合戦略が昨年12月に策定されたところです。

これを踏まえ、本市においては、まちづくりへのデジタル技術の活用を含め、幅広い市民などの意見を取り入れた第3期目となる新たな総合戦略を、令和5年度から2か年をかけて策定してまいります。

次に、総合戦略の中で、令和5年度に取り組む重点施策を四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、「地産振興プロジェクト」であります。

初めに、農業経営基盤と生産力の強化について申し上げます。

農林水産省が公表した本市の令和2年市町村別農業産出額は489億円で、全国第6位となっております。引き続き全国トップクラスの農業産出額を維持していくため、労働力の確保、農業経営の安定化、生産性の向上を目指し、関係機関と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

新規就農総合支援事業については、市単独による補助事業により、親元での就農者への支援を行うとともに、市外からの新規就農者についても積極的に受け入れ、農業者の確保、担い手の育成に取り組んでまいります。

園芸生産強化支援事業については、農業の効率化や高収益化を図るため、生産施設の整備やスマート農業の導入に対する支援を行ってまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から季節性インフルエンザと同等の第5類感染症に変更されることに伴い、旅行や各種イベント、レジャーなどの観光需要の活発化が期待されております。

本市では、四季を通じて様々な観光イベントが開催され、例年多くの観光客が訪れます。令和5年度の観光イベントにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図り、安全に開催できるよう、実行委員会や関係団体とともに準備を進めてまいります。

観光資源創出プロモーション事業については、本市の魅力を広く全国へ発信するため、インスタグラムやYouTubeなどのソーシャルネットワークサービスを積極的に活用するほか、マスコミや旅行関連企業と連携し、地元産品や市内の魅力ある場所などを生かしたPR、旅行商品化など、新たな観光資源の創出に取り組んでまいります。

次に、雇用の促進や起業・創業への支援について申し上げます。

創業支援事業については、市内で創業、起業を目指す方のために、商工会や関係機関と連携し、創業セミナーを開催するほか、経営支援セミナーなど、創業後の支援にも取り組んでまいります。

雇用対策については、旭市雇用対策協議会が例年主催している合同企業説明会など、地元企業と旭市の未来を担う高校生とのマッチング機会を提供し、若者の雇用促進に努めてまいります。

企業誘致等支援事業については、市内において事業所の新設または増設などの一定の設備投資を行った企業に対して、税制面での優遇や雇用に対する奨励措置を講じることで、新規企業の誘致だけでなく、既存企業の事業規模拡大や安定した雇用の確保を支援してまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

初めに、結婚出会いの場づくりについて申し上げます。

出会いの場創出事業については、若者の定住化や後継者の結婚対策推進のため、より積極的な情報発信を進めるとともに、魅力ある様々な婚活イベントを開催し、男女の出会いの場の提供に努めてまいります。

次に、安心して子育てができる環境の整備について申し上げます。

子育て世代包括支援事業については、伴走型の相談支援体制を継続し、妊娠から子育てに関する各種の相談に応じ、関係機関と連携して切れ目のない支援を実施してまいります。ま

た、産後に不安のある方や育児に協力者のいない方などに対して実施している産後ケア事業については、宿泊型に加え通所型も実施することで、育児不安の解消を図ってまいります。

子育て世帯への経済的支援については、国の令和4年度第2次補正予算で創設された出産・子育て応援交付金を活用し、新たに旭市出産・子育て応援給付金給付事業を実施します。伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行うことで、妊婦や子育て家庭がより安心して出産・子育てをしていける環境づくりに努めてまいります。

育児支援事業については、安心して育児が行えるよう、子育て学級や離乳食教室などを実施し、発達相談などの専門的な相談も受けられる体制を充実してまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

初めに、シティセールスの推進について申し上げます。

令和4年度からシティプロモーション事業の一つとして、ロケツーリズムの推進に取り組んでおります。取り組みを開始して以降、ロケ地に関する問合せや撮影の実績が着実に増加し、その効果を実感しているところです。

今後も、本市の魅力や認知度の向上とシビックプライドの醸成が図れるよう、官民協働で取り組んでまいります。

次に、移住・定住促進策の拡充について申し上げます。

本市では、少子高齢化・人口減少対策の一環として、定住促進奨励金や本市へのお試し居住、移住サポートセンターの設置など、多様な移住・定住支援策の取り組みを実施しております。

今後も市のPRを積極的に行い、本市の魅力を広く伝えるとともに、住んでみたい、住み続けたいと思える効果的な取り組みを進めてまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

初めに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、引き続き必要な医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムの充実を図ります。また、高齢化等により増加、複雑化する各種相談に対し、市内の3か所の地域包括支援センターと市直営の基幹型地域包括支援センターが連携して、きめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、安心して暮らせる地域づくりについて申し上げます。

震災復興・津波避難道路整備事業については、飯岡地域の横根三川線のうち、県道飯岡片

貝線から国道126号までの暫定供用を目指して、千葉県警察本部など関係機関と協議を進めながら、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

また、旭地域の椎名内西足洗線については、県道飯岡一宮線から旭中央病院付近までの全体計画3キロメートルの供用開始を目指して、順次工事を進めてまいります。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

本市では現在、市民にとってよりよい公共交通体系を構築するためのマスタープランとなる旭市地域公共交通計画の策定に取り組んでおります。策定に当たっては、市民や関係者の方々から幅広く意見等を伺いながら、旭市地域公共交通会議において協議、検討を行い、年度内に策定が完了する見込みであります。本計画策定後は、速やかによりよい公共交通体系の実現に取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

令和4年4月に「生涯活躍のまち・みらいあさひ」がまちびらきをして以降、市内外から好評をいただき、「おひさまテラス」については、1月末現在で21万人を超える来場者がありました。

「みらいあさひ」の全体計画としては、ハード・ソフトともにまだまだ未完成ではありますが、将来の旭市のため、引き続き民間事業者グループや旭中央病院と緊密に連携・協働しながら、より魅力的なまちづくりに全力で取り組んでまいります。

次に、ストップ少子化大作戦について申し上げます。

喫緊の課題である少子化に歯止めをかけるため、令和4年度から開始した取り組みで、結婚・出産・子育て・定住を一連のものとして捉え、分野横断的な切れ目のない支援を展開すべく、婚活支援事業や英語教育の強化、移住支援制度の充実など、九つの事業を実施しております。

今後もこれらの取り組みを継続して実施していきながら、今の旭市、将来の旭市に何が必要なかを十分に精査・分析し、必要に応じてさらなる改善を図るなど、「チーム旭市役所」として取り組んでまいります。

次に、「CCDプロジェクト」について申し上げます。

本市とノボ・ノルディスク・ファーマ株式会社及び千葉大学医学部附属病院の三者による連携協定を締結し、糖尿病患者の発症抑制や重症化予防のための共同研究など、様々な研究やプログラムの実施、イベントなどを開催しております。

発症抑制については、本市の若手・中堅職員によるプロジェクトチームが、重症化予防に

については、旭市糖尿病対策地域連絡会が設置されました。令和5年度においては、発症抑制・重症化予防を相互に連携し、市民の糖尿病対策、健康増進に取り組んでまいります。

次に、令和5年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

第一は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

水田農業構造改革推進事業については、今後も需要に応じた米の生産が求められていることから、畜産業が盛んな本市の特性を十分に生かして、飼料用米等の戦略作物の作付に対する支援を行い、水田農業の経営安定を図ってまいります。

家畜防疫対策事業については、本年1月に市内の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、引き続き厳重な防疫対策が重要となっております。今後も畜産物を安定供給するため、各農場での飼養衛生管理の徹底を図るとともに、各種防疫対策への支援をしてまいります。

畜産環境フレッシュ事業については、各農場での畜産臭気に対する対策を進めるため、臭気を軽減する効果のある資材等の導入に対し支援を行い、環境の改善に取り組んでまいります。

農業基盤整備については、水田の大区画化や担い手への農地の集約などを目的として施工している県営土地改良事業飯岡西部地区、春海地区及び豊和地区の早期完成に向けて、引き続き支援してまいります。

有害鳥獣駆除事業については、イノシシなどによる農産物への被害防止や農村環境の保全を図るため、引き続き市の単独補助事業などで対策を強化してまいります。

水産業については、漁業共済制度や貝類の種苗放流などを推進し、漁業者の安定的な経営や水産資源の回復に努めてまいります。また、飯岡漁港内の施設改修や航路しゅんせつなど、水産基盤の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化事業については、長期化するコロナ禍の影響や急激な物価高騰への対応として、消費者の購買意欲の拡大を図り、地元商店街等の活性化につなげるため、令和4年度に引き続きプレミアム率30%の共通商品券発行事業を行うほか、市内の空き店舗等の利活用や各商店街が実施するイベントなど、商業活性化に向けた取り組みを支援してまいります。

工業振興支援事業については、立地企業の経営基盤の強化を図るため、工業団地内の既存

の排水施設等をはじめとした共同管理事業への支援により、企業の生産環境の整備を図ってまいります。

第二は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

感染症予防対策事業については、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが第5類感染症に変更されることに伴い、各種の政策や措置についても見直しが行われていく予定です。本市においても、国や県の動向を注視しながら市民の皆様へ情報提供を行うとともに、必要な対策を講じてまいります。

また、各種予防接種を実施するとともに、令和4年度同様、インフルエンザ予防接種費用の助成拡充を継続し、感染症の発生予防を図ってまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

誰でも自由に自ら進んでスポーツに親しむことを目的に、昨年初開催し好評であった、あさひスポーツフェスティバルを本年10月に開催いたします。市内複数のスポーツ施設で、家族や友人と一緒に子どもから高齢者まで楽しめるニュースポーツなどの体験型メニューを予定しております。

社会体育施設の管理については、指定管理者による12施設の管理運営が4月1日から開始されます。民間事業者の有するノウハウを活用することにより、施設利用者の増加や市民サービスの向上が図られるものと期待しております。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

子ども医療費助成事業については、令和5年8月から千葉県助成制度の拡充に伴い、一つの医療機関で、月ごとに入院は10日、通院は5回を超えた以降の窓口負担を無料といたします。また、これまで償還払いで給付していた高校生等にも受給券を発行し、現物給付を実施するなど、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

公立保育所の再編については、現在、（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所の建設に向けて設計業務を実施しております。今後も、子どもたちが毎日楽しく安全で快適に過ごせる施設となるよう、準備を進めてまいります。

次に、障害者福祉の充実について申し上げます。

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていけるよう、個々の状況に応じた在宅生活や日中活動、地域生活サービスなどの障害者福祉施策を推進してまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

教諭補助員配置事業については、小学校に増員配置し、国語や算数などの基礎学力向上や英語コミュニケーション能力の育成、特別な支援を必要とする児童への配慮のほか、新たに中央小学校に養護教諭補助員を配置することで、よりきめ細やかな指導・支援を図ってまいります。

また、中学校に配置する外国語指導助手（ALT）を増員し、幼児期から中学3年生まで、切れ目のない英語教育の充実を図ってまいります。

学校給食の充実については、第3子以降の給食費無償化や物価高騰による賄材料費の不足分を市の一般財源で補填することで、子育て世帯への負担軽減に努めてまいります。

小・中学校の再編については、旭市学校再編基本方針の早期実現に向け、本年4月、教育総務課内に学校再編室を設置いたします。今後は市民の皆様への十分な説明とご理解をいただくため、地域ごとに保護者説明会のほか、地域検討会議、代表者会議などを開催し、学校再編を進めてまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

文化振興事業については、市民の文化意識の高揚を図り、優れた芸術文化に接する機会を増やすため、地域の伝統芸能の発表やプロによる演芸など幅広いジャンルの芸術文化事業を展開してまいります。

大原幽学遺跡史跡公園の充実については、史跡大原幽学遺跡整備基本計画に基づき、老朽化した防災設備の更新工事を令和6年度までの2か年をかけて実施してまいります。

第三は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。初めに、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米作り交流事業については、大原幽学先生ゆかりの水田を活用し、市内在住者と都市住民が米作り体験などで交流することにより、農作物を作る喜び、食べる喜びを通して農業の魅力を感じていただくとともに、「食の郷・旭」のPRを図ってまいります。

スポーツ交流については、旭市飯岡しおさいマラソン大会や、海岸を地域振興のツールとして活用し、幅広い世代の人たちが楽しめることを目的に、昨年スタートした日本一身近な海づくり推進事業、通称「ぼるぼる」を引き続き開催し、本市の知名度アップや交流の促進を図ってまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市道の整備については、幹線道路に加えて、各地域の生活道路及び通学路など、利便性の

向上や安全性の確保を図るための道路改良や、排水整備及び維持補修工事など計画的に進めてまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線については、一部区間の供用を開始しており、J R東日本千葉支社へ委託している鉄道の横断工事も、令和6年3月の完成を目指して順調に進捗しているところです。

今後は、終点部の県道銚子旭線との交差点改良工事などについて、関係機関と協議を進めながら事業の進捗を図ってまいります。

南堀之内バイパス整備については、早期完成を目指して、終点部における大利根用水横断部の水路整備と併せて、本線の改良工事を順次進めてまいります。

千葉県により進められている銚子連絡道路の整備については、本市の事業区間の測量調査が順調に進捗しており、今後は、調査結果を踏まえ、道路の設計業務に向けて準備を進めていくと伺っております。

また、清滝バイパスの整備については、トンネル本体の工事が完了し、現在、トンネル内の舗装工事が進められております。引き続き、広域農道など接続する道路の改良工事を進めていくと伺っております。

2路線とも本市にとりまして重要な路線でありますので、今後も早期完成に向け、引き続き要望してまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、安全・安心な水道水を安定的に供給するため、旭市水道事業ビジョンによる長期計画に基づき、旭配水場の配水ポンプの更新をはじめ、耐震化を考慮した既存施設の計画的な更新・改良や配水区域の適正化を実施してまいります。

次に、公園の充実について申し上げます。

公園については、市民が自然と触れ合い、潤いと安らぎをもたらす憩いの場として、安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行ってまいります。

次に、居住環境の充実について申し上げます。

計画的な土地利用が行われ、秩序ある良好な住環境の形成を実現するため、本年度から市全域を視野に入れた都市計画の見直しを進めております。令和5年度は都市計画案を作成し、議会や市民の皆様からご意見をいただきながら業務を進め、令和8年度の都市計画決定を目指してまいります。

住宅リフォーム補助事業については、市民の居住環境の向上等を目的として実施しており、

個人住宅のリフォームに対する補助を通じて地域経済の活性化を図ってまいります。

空き家対策事業については、令和4年4月に策定した旭市空き家等対策計画に基づき、特定空き家等の認定、空き家の活用等支援のほか、新たに空き家バンク制度を活用した効果的な取り組みを実施してまいります。

公共下水道事業及び農業集落排水事業については、施設の適正な維持管理を通じて、水質保全や生活環境の向上に努めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、イ地区の冠水対策として、引き続き中央第三保育所付近の排水整備を進めてまいります。

また、旭地域ハ地区及び海上地域後草地区の冠水対策については、本年度に実施した詳細設計を踏まえて、効果的な排水整備を進めてまいります。

蛇園南地区排水路整備事業については、引き続き地区内の排水整備を進め、当地区の生活環境の向上を図ってまいります。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効的に活用する循環型社会の実現に向け、市民や事業者の皆様によるごみの減量化や3Rの取り組みを引き続き支援してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

地域ぐるみできれいなまちづくりへの取り組みを推進するため、きれいな旭をつくる会や環境ボランティア団体を支援するとともに、今後も市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、身近な地域の環境美化の推進を図ってまいります。

第四は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

初めに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域のつながりの中で互いに声をかけ合い、自ら介護予防に取り組む「通いの場」の立ち上げを支援するとともに、地域の多様な生活支援サービスの充実と認知症高齢者などの見守り体制の構築を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

防災行政無線等整備事業については、現在運用している設備が更新時期を迎えることから、設備の更新工事を令和7年度までの3か年をかけて進めてまいります。現在より受信エリアの広い電波方式に改めるほか、屋外スピーカーの改修や戸別受信機の更新を行い、情報伝達機能の向上を図ってまいります。

消防施設の整備については、現在、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事に係る設計業務を行っており、実施設計完了後は、令和6年度中の運用開始を目指し、建設工事を進めてまいります。

また、消防力の強化を図るため、新たに地上型耐震性貯水槽を萬歳地区多目的研修センターに設置いたします。火災発生時には必要な水量を速やかに消防隊へ供給することで、迅速な消火活動を行ってまいります。

住宅用防災機器等の普及啓発については、後期高齢者世帯に対する住宅用火災警報器設置助成事業を継続して行うとともに、未設置世帯への普及啓発を推進し、市民の防災意識の向上を図ってまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策の推進については、成年年齢の引下げやいわゆる靈感商法など、多様化する消費者トラブル等に対応するため、消費生活相談員のスキルアップに向けた各種研修の充実を図るとともに、庁内関係各課や関係機関と連携を図りながら、引き続き消費生活センターにおける相談体制のさらなる充実・強化に努めてまいります。

また、消費生活被害を未然に防ぐため、広報紙等による啓発活動のほか、消費生活サポーターとの連携による幅広い年齢層への情報提供を行ってまいります。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革の推進については、第4次旭市行政改革アクションプランを指針として、第2期総合戦略の実現に必要な、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

自主財源の安定的な確保については、税を中心とした債権の回収に積極的に取り組んでおります。今後も、市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、収納率の向上と滞納額の縮減に努めてまいります。

全ての公共施設の在り方や具体的な運用については、旭市公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、市民ニーズや社会情勢の変化を的確に把握しながら、資産コストの縮減と公共施設の最適な配置を進めてまいります。

次に、令和5年度予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、これまで着実に推進してきた行財政改革などにより、令和4年度も引き続き健全財政を維持しています。このような中、令和5年度の歳入は市税等の増加が見込まれるものの、長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰などの影響も懸念されることから、

予断を許さない状況であります。

一方、歳出においては、人口減少、少子高齢化対策及び安全・安心なまちづくり等を積極的に推進する中、社会保障関係費や公共施設等の維持更新費用の増加、さらには昨今の社会情勢から、原材料費・光熱水費等の経常経費の負担増が避けられない状況であります。

このような状況を踏まえ、令和5年度の予算編成に当たっては、「チーム旭」によるまちづくりを一層推進し、第2期旭市総合戦略に掲げる四つの基本目標を実現する関連諸施策を着実に実施するとともに、今後のコロナ禍からの回復も見据えながら、本市のさらなる発展を目指して、一般会計の予算額を305億円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業で177億4,800万円、企業会計は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業で34億9,198万9,000円となり、市全体の当初予算の規模を517億3,998万9,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和5年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ305億円であります。

歳入の主なものは、1款市税に75億9,351万2,000円、10款地方交付税に90億1,000万円、14款国庫支出金に33億1,411万4,000円、15款県支出金に21億2,453万5,000円、21款市債に27億4,270万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に35億2,242万5,000円、3款民生費に96億2,470万円、4款衛生費に40億8,240万5,000円、8款土木費に35億4,622万5,000円、10款教育費に25億6,570万4,000円、12款公債費に32億6,224万2,000円を計上したところであります。

議案第2号は、令和5年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ28億3,100万円とするものであります。

議案第3号は、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ事業勘定で84億2,400万円、施設勘定で8,000万円とするものであります。

議案第4号は、令和5年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ8億1,000万円とするものであります。

議案第5号は、令和5年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ56億300万円とするものであります。

議案第6号は、令和5年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の

給水件数を2万1,698件、年間給水量を658万7,810立方メートルと見込み、事業収益を17億1,350万円と予定いたしました。

議案第7号は、令和5年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の接続件数を2,061件、年間有収水量を61万147立方メートルと見込み、事業収益を5億8,695万1,000円と予定いたしました。

議案第8号は、令和5年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の接続件数を407件、年間有収水量を13万4,637立方メートルと見込み、事業収益を8,412万1,000円と予定いたしました。

議案第9号は、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,300万円を追加し、予算の総額を327億100万円とするものであります。

議案第10号は、令和4年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ2億1,900万円を追加し、予算の総額を56億2,600万円とするものであります。

議案第11号は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、令和5年度からの組織の一部再編等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、医療的ケア指導医及び学校運営協議会委員の報酬額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した西野住宅及び双葉団地の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化による干潟さくら台庭球場の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、道路整備により1路線を認定、1路線を廃止、4路線を変更、行政界の変更により1路線を廃止、5路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号及び議案第22号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和5年6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。私は、金杉光信氏及び石橋孝子氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第23号は、専決処分の承認についてでありまして、国の出産・子育て応援交付金の創設を受け、子育て支援として迅速に給付金を給付する必要があることから、専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに、今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第1号、令和5年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書をご用意してください。

予算の内容につきまして、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を305億円と定めるもので、対前年度17億9,000万円、6.2%の増となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

少し飛んで、9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

表の一番上、農業近代化資金利子補給から、一番下の大原幽学遺跡防災設備更新事業まで、12項目ございまして、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として27億4,270万円を計上しております。

それでは、歳入から順を追って説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は30億8,060万5,000円、対前年度比3.5%の増を見込みました。

2 目法人市民税は3 億3,464万9,000円、対前年度比10.2%の減を見込みました。

2 項 1 目固定資産税は31億3,010万円、対前年度比2.4%の増を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3 項軽自動車税のうち、1 目環境性能割は1,182万8,000円、対前年度比4.7%の減を見込みました。

2 目種別割は2 億3,257万6,000円、対前年度比3.9%の増を見込みました。

4 項 1 目市たばこ税は5 億3,186万5,000円、対前年度比3.9%の増を見込みました。

次に、15ページをお願いいたします。下のほうになります。

2 款地方譲与税です。この2 款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、国の地方財政計画や県の推計などを考慮して、予算額を見込んでおります。

主なものを申し上げます。

15ページの一番下になります。

2 款 2 項 1 目自動車重量譲与税は2 億3,800万円、対前年度比10.2%の減を見込みました。

17ページをお願いいたします。

6 款法人事業税交付金は1 億4,000万円、対前年度比94.4%の大幅な増を見込みました。

これは、地方財政計画の伸びに加え、交付金の積算方法が変更になったことに伴い、増を見込んだものです。

7 款地方消費税交付金は16億4,000万円、対前年度比3.1%の増を見込みました。

18ページをお願いいたします。

10款地方交付税は90億1,000万円、対前年度比1.2%の増を見込みました。内訳については、説明欄 1、普通交付税は、地方財政計画の伸びなどから80億円、対前年度 1 億円の増を見込み、説明欄 2 の特別交付税につきましても、対象項目の増などから10億1,000万円、対前年度1,000万円の増を見込みました。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。

14款国庫支出金です。

1 項 1 目民生費国庫負担金は、対前年度比0.5%の増となっております。これは主に 1 節の社会福祉費国庫負担金の増などによるものです。

23ページをお願いいたします。

中段より下のほうになりますが、2項2目民生費国庫補助金は、対前年度比14.4%の増となっております。これは主に、2節児童福祉費国庫補助金の説明欄4、子どものための教育・保育給付交付金の増などによるものです。

24ページをお願いいたします。

2項3目衛生費国庫補助金は、対前年度比264.4%の大幅な増となっております。これは主に、1節保健衛生費国庫補助金の説明欄3、妊娠出産子育て支援交付金の新設などによるものです。

5目教育費国庫補助金は、対前年度比360.2%の大幅な増となっております。これは主に、25ページになりますが、こちらの3節社会教育費国庫補助金の説明欄1、文化財保存事業費補助金の増などによるものです。

同じページの一番下になります。

15款県支出金です。

1項1目民生費県負担金は、対前年度比4.6%の増となっております。これは主に、26ページをお願いいたします、3節児童福祉費県負担金の説明欄4、子どものための教育・保育給付費負担金の増などによるものです。

続いて、28ページをお願いいたします。下のほうになります。

2項4目農林水産業費県補助金は、対前年度比45.2%の大幅な増となっております。これは主に、1節農業費県補助金のうち、29ページになりますが、説明欄13、経営体育成基盤整備事業促進費補助金の新規計上などによるものでございます。

30ページをお願いいたします。下のほうになります。

8目教育費県補助金は、対前年度比が1000%を超える大幅な増であることから、増のみの記載となっております。予算額では対前年度3,276万円の増となっております。増となった主な要因は、2節の社会教育費県補助金の説明欄2、文化財保存整備事業費補助金の大幅な増と、3節保健体育費県補助金の説明欄1、千葉県公立学校給食費無償化支援事業費補助金の新規計上によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

3項1目総務費委託金は、対前年度比17.3%の減となっております。これは主に、5節選挙費委託金で、昨年度予算計上していた参議院議員選挙費委託金が減となったことなどによるものです。

続いて、33ページをお願いいたします。

16款財産収入です。

2項1目不動産売払収入は、こちらも対前年度比が増のみの記載となっておりますが、予算額では、対前年度1億506万8,000円の大幅な増となっております。これは主に、市保有地の売却予定による、1節土地売払収入の大幅な増によるものでございます。

その下になります。

17款寄附金です。

1項1目総務費寄附金は、対前年度比6.7%の増となっております。これは1節総務管理費寄附金の説明欄1、ふるさと応援寄附金の増によるものです。

34ページをお願いいたします。

18款繰入金です。

基金からの繰入金について申し上げます。

2項1目財政調整基金繰入金は5億600万円、対前年度2億8,300万円の増で計上しております。

2目災害復興基金繰入金は1,278万円、対前年度2,814万8,000円の減で計上しております。

3目地域振興基金繰入金は1億4,272万9,000円、対前年度1,952万2,000円の増で計上しております。

4目ふるさと応援基金繰入金は1億5,000万円、対前年度4,000万円の増で計上しております。

5目森林環境整備基金繰入金は、1,034万9,000円を新たに計上しております。

6目漁業振興基金繰入金は648万3,000円を新たに計上しております。

7目育英基金繰入金は1,610万3,000円、対前年度47万5,000円の増で計上しております。

少し飛びまして、38ページをお願いいたします。

21款市債です。

1項1目総務債は2,030万円で、説明欄1、公共交通運行事業債と、公用車整備事業債の2本を計上しております。

2目民生債は190万円で、説明欄1、児童福祉施設整備事業債を計上しております。

3目衛生債は1億790万円で、説明欄1、健康増進施設改修事業債と、説明欄2、水道事業一般会計出資債の2本を計上しております。

4目農林水産業債は8,320万円で、説明欄1、転作作物推進事業債などの5本を計上して

おります。

5目商工債は1,140万円で、説明欄1、観光施設改修事業債を計上しております。

6目土木債は17億8,220万円で、説明欄1、河川等浚渫事業債などの11本を計上しております。

続いて、39ページになります。

7目消防債は5億3,320万円で、説明欄1、消防施設建設事業債などの3本を計上しております。

8目教育債は6,260万円で、1節小学校債から3節社会教育債までの、説明欄に記載の3本を計上しております。なお、対前年度2億1,080万円の大幅な減となった主な要因につきましては、旧市民会館と青年の家の解体工事の完了に伴い、3節社会教育債の説明欄1、社会体育施設整備事業債が大幅に減となったことなどによるものでございます。

9目臨時財政対策債は1億4,000万円で、国の地方財政計画などから、対前年度2億6,000万円の減を見込んでおります。

市債の合計につきましては27億4,270万円で、対前年度6億1,380万円、28.8%の増となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて歳出について、前年度と比較しながら主な事業を説明いたします。

それでは、42ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、対前年度0.4%の減で、2億2,099万円を計上しました。

次に、2款総務費です。

少し飛びまして、46ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、対前年度比4.5%の減で、主な要因は、47ページになります。説明欄4、総務事務費の減によるもので、これは、昨年度計上していた廃棄物収集運搬処理委託料が、旧庁舎等の高濃度PCBの処理の完了に伴いまして減となったことなどによるものでございます。

少し飛びまして、58ページをお願いいたします。

6目財産管理費は、対前年度比75.2%の増で、主な要因は、説明欄1、普通財産管理費が、市保有地の売却に伴う手数料や補償金等の増額によりまして増となったことなどによるものです。

少し飛びまして、65ページをお願いいたします。

8目電子計算費は、対前年度比12.8%の減で、主な要因は、説明欄2、電算システム運用事業が、新住民情報系システム構築事業の終了に伴いまして大幅な減となったことなどによるものです。

次に、3款民生費です。

少し飛びまして、95ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費は、対前年度比3.5%の増で、主な要因は、99ページをお願いいたします、説明欄の10、自立支援給付事業の19節扶助費の増などによるものです。

少し飛びまして、108ページをお願いいたします。108ページ一番下です。

3項1目児童福祉総務費は、対前年度比5.6%の増で、主な要因は、111ページをお願いいたします、説明欄8、認定こども園施設型給付費の増などによるものです。

少し飛びまして、119ページをお願いいたします。

3項3目児童措置費は、対前年度比5.5%の減で、主な要因は、説明欄1、児童手当給付事業の、こちら19節扶助費の児童手当の減などによるものです。

次に、4款衛生費です。

少し飛びまして、140ページをお願いいたします。

4款1項3目母子保健費は、対前年度比37.5%の増で、主な要因は、143ページをお願いいたします、143ページ下のほうです、説明欄7、出産・子育て応援給付金給付事業の新規計上に伴う増などによるものです。

続いて、144ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は、対前年度比9.7%の増で、主な要因は、説明欄2、環境衛生事務費のうち、145ページになります、18節負担金補助及び交付金の三つ目になりますが、東総衛生組合負担金の増などによるものです。

次に、5款労働費です。

少し飛びまして、156ページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費については、対前年度比35.9%の減で、主な要因は、説明欄2、職業相談室運営支援事業が、事務室の移転完了に伴い減となったことによるものでございます。

次に、6款農林水産業費です。

少し飛びまして、163ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費は、対前年度比22.6%の減で、主な要因は、165ページをお願いいたします、165ページ下のほうです。説明欄7、園芸生産強化支援事業のうち、18節負担

金補助及び交付金の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金の減などによるものです。

続いて、169ページをお願いいたします。下のほうになります。

5目農地費は、対前年度比74.0%の増で、主な要因は、171ページをお願いいたします、説明欄4、農業基盤整備事業の、こちら18節負担金補助及び交付金に、3番目になりますが、土地改良事業に係る補助金として、経営体育成基盤整備事業促進費補助金が新たに計上されたことにより大幅な増となったことなどによるものです。

次に、7款商工費です。

少し飛びまして、181ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費は、対前年度比8.4%の増で、主な要因は、182ページをお願いいたします、説明欄4、商業活性化推進事業のうち、18節負担金補助及び交付金の1番目になりますが、空き店舗活用事業補助金の増などによるものです。

184ページをお願いいたします。184ページ下のほうになります。

7款1項3目観光費は、対前年度比10.6%の増で、主な要因は、186ページをお願いいたします、説明欄3、観光施設管理費の増によるもので、これは、また188ページをお願いいたします、こちらは、14節工事請負費の観光遊歩道などに係る観光施設改修工事の増などによるものです。

次に、8款土木費です。

少し飛びまして、197ページをお願いいたします。

197ページのほう、8款2項3目道路新設改良費は、対前年度比34.8%の増で、主な要因は、198ページをお願いいたします、説明欄4、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業や、199ページになりますが、説明欄5、南堀之内バイパス整備事業などの道路整備事業、また、200ページをお願いいたします、こちら、説明欄7、冠水対策排水整備事業などの大型事業の進捗に伴う増などによるものでございます。

それでは、206ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費は、対前年度比23.7%の増で、主な要因は、209ページをお願いいたします、209ページの一番下になります、説明欄8、空き店舗等対策推進事業費のうち、210ページになります、210ページの12節委託料の空き家等実態調査委託料の増などによるものです。

次に、9款消防費です。

少し飛びまして、214ページをお願いいたします。

9款1項1目常備消防費は、対前年度比58.7%の大幅な増で、主な要因は、216ページをお願いいたします、説明欄3、消防庁舎整備事業が、海上・飯岡統合分署の庁舎建設工事の開始に伴い、大幅な増となったことなどによるものです。

220ページをお願いいたします。

3目災害対策費は、対前年度比84.1%の大幅な増で、主な要因は、221ページになります、こちら下のほうになります、説明欄3、防災行政無線等整備事業が、防災行政無線の更新工事の開始に伴い、大幅な増となったことなどによるものです。

次に、10款教育費です。

少し飛びまして、232ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費は、対前年度比26.6%の増で、主な要因は、説明欄1、小学校施設管理費のうち、10節需用費の光熱水費が大幅に増となったことや、12節の委託料のうち、こちら233ページになります、2行目、特殊建築物等調査委託料が増となったこと、また、234ページをお願いいたします、説明欄3、小学校施設改修事業が増となったことなどによるものでございます。

続いて、238ページをお願いいたします。

3項1目の学校管理費は、対前年度比32.0%の増で、主な要因は、小学校と同様、光熱水費や特殊建築物等調査委託料の増などによりまして、説明欄1、中学校施設管理費が大幅に増となったことなどによるものでございます。

少し飛びまして、265ページをお願いいたします。

4項9目大原幽学記念館費は、対前年度比127.8%の大幅な増で、主な要因は、267ページをお願いいたします、下のほうになります、説明欄4、大原幽学遺跡史跡公園管理費の増によるもので、これは、268ページをお願いいたします、こちらの268ページ下のほうになります、14節工事請負費の公園改修工事が、防災施設の更新に伴い大幅な増となったことなどによるものでございます。

272ページをお願いいたします。こちら下のほうになります。

5項2目体育施設費は、対前年度比26.4%の減で、主な要因は社会体育施設の指定管理に伴い、説明欄1、スポーツ施設管理運営費が新設されたものの、前年度まで計上されていた社会体育施設管理費などの施設管理に係る事業の減や、体育施設関係職員給与費の減、また、273ページになります、その下の一番下になります、説明欄2、社会体育施設改修事

業の減などもあったことから、差引きの結果、減となったものでございます。

次に、12款公債費です。

少し飛びまして、284ページをお願いいたします。

12款1項1目元金は、対前年度比4.2%の増、2目利子は、対前年度比17.2%の減となっております。

続いて、13款諸支出金です。

286ページをお願いいたします。

13款2項1目水道事業公営企業費は、対前年度比136.5%の大幅な増で、主な要因は、説明欄2、水道事業会計出資金の増によるものです。

続いて、288ページをお願いいたします。

14款の予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

続きまして、その下、289ページをお願いいたします。

ここから296ページまでは給与費明細書となっております。

まず、1、特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。一番下の比較の欄です。職員数は、前年度と比べて、その他の特別職が5人の減となっております。合計の金額につきましては、一番右下になります、36万5,000円の減となっております。

続いて、290ページをお願いいたします。

2の一般職のうち、(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について、前年度と比較したもので、会計年度任用職員を含めた表でございます。

291ページになります。

これは、一般職のうち、会計年度任用職員以外の職員の表でございます。職員数の括弧内は、再任用短時間勤務職員の外書きとなります。会計年度任用職員以外の本年度の給与費等の合計は、右側になりますが、44億1,816万8,000円で、前年度と比べて6,942万円の増となっております。

292ページをお願いいたします。

これは会計年度任用職員の表となっております。職員数は、フルタイム会計年度任用職員の数で、括弧内は、パートタイム会計年度任用職員の外書きとなります。

会計年度任用職員の本年度の給与費等の合計は、右側になりますが、8億4,180万6,000円

で、前年度と比べて4,887万円の増となっております。

なお、その他の内容につきましては、293ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、297ページをお願いいたします。

ここから299ページまでは、債務負担行為に関する調書でありまして、前年度までに設定したものも含め、令和5年度以降の支出予定額等を記載したものでございます。

最後に、300ページをお願いいたします。

この表は、地方債に関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。

左から順に、令和3年度末の現在高が297億1,882万7,000円。その右が、令和4年度末の現在高見込額で295億7,253万5,000円。その右が、令和5年度中の起債見込額でありまして、27億4,270万円。その右が、令和5年度中の元金償還見込額で、31億7,109万8,000円。一番右になりますが、令和5年度末の現在高見込額で、291億4,413万7,000円でございます。

以上で、議案第1号の補足説明……、申し訳ありません、今読んでおりまして、ちょっと読み間違い等がございましたので、ここでちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

まず、39ページになります。

39ページの、8目教育債の3節の社会教育債の説明欄1のところですが、社会体育施設整備事業債と申し上げてしまいましたが、正しくは、社会教育施設改修事業債、こちら社会教育施設ということで、社会教育施設改修事業債ということで訂正をさせていただきたいと思っております。

あと、すみません、また間違えまして、あと、209ページのほうになりますが、209ページの説明欄8のほうですが、説明欄8の空き家対策推進事業、こちらが正しい読み方でございます。正しくは空き家対策推進事業ということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

(発言する人あり)

○**財政課長(山崎剛成)** すみません、空き家等対策推進事業。こちらのほうで、ちょっと読み間違いをしてしましまして、どうも大変申し訳ございませんでした。

それでは、以上で議案第1号の補足説明を終わりにしたいと思います。

○**議長(木内欽市)** 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 柴 栄男 登壇)

○**企画政策課長(柴 栄男)** 議案第2号、令和5年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議

決について、補足説明を申し上げます。

予算書301ページをお願いいたします。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額を、それぞれ28億3,100万円といたしました。

少し飛びまして、307ページをお願いいたします。

歳入の1款諸収入として、貸付金元利収入20億円を計上しました。これは、病院事業債の元利償還金分として、旭中央病院からのものです。

2款市債として、病院債8億3,100万円を計上しました。これは、旭中央病院が行う医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

308ページをお願いいたします。

歳出の1款事業費ですが、貸付金として8億3,100万円を計上しました。これは、歳入で計上しました病院債を、そのまま旭中央病院に貸し付けるものです。

2款公債費は、1目元金17億1,946万1,000円及び2目利子2億8,053万9,000円、合わせて20億円を計上しました。これは、歳入で計上しました貸付金元利収入を、そのまま償還するものです。

309ページになります。

説明いたしました歳入歳出の結果、令和5年度末の病院債現在高は、表の一番右側になりますが、174億8,245万9,000円と見込んでおります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 議案の補足説明は途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 高野 久 登壇）

○保険年金課長（高野 久） 議案第3号、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の

議決につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の311ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を事業勘定84億2,400万円、施設勘定8,000万円と定めるものです。

第2条は、一時借入金の限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の312ページから320ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきまして、詳細につきましては、321ページ以降でご説明いたします。

初めに、事業勘定の歳入についてご説明いたします。

321ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、322ページに移りまして、上段の計の欄、16億7,711万8,000円、前年度と比較して3.7%の減を見込みました。新型コロナウイルス感染症の影響と被保険者数の減少等により税収の回復が見込めないため、減となりました。

323ページをお願いいたします。

5款県支出金は、58億9,503万4,000円、8.7%の減を見込みました。内訳は、説明欄の1、保険給付費等普通交付金57億5,873万6,000円及び説明欄の2、保険給付費等特別交付金1億3,629万8,000円となります。減の要因につきましては、保険給付費等普通交付金の減によるもので、歳出の保険給付費の減と連動しており、金額については県で算定されております。

7款1項1目一般会計繰入金は、全額法定の繰入金でありまして、4億9,113万7,000円、1.2%の減を見込みました。減の要因は、324ページに移りまして、4節の財政安定化支援事業繰入金が減額になったことによるものでございます。

続いて、2項1目財政調整基金繰入金は、税の減収を補填するため、3億3,500万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

326ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、2,627万4,000円、前年度と比較して12.0%の減を見込みました。減の要因は、税制改正等に伴うシステム改修費の減少によるものでございます。

328ページをお願いいたします。

下段の2款1項療養諸費は、329ページにお移りください。計の欄で49億9,228万5,000円、

9.4%の減を見込みました。減の要因は、被保険者の高齢者割合が高いため1人当たりの医療費は増加傾向であります。被保険者の減少が大きいため、総額で減となりました。

330ページをお願いいたします。

2項高額療養費は、計の欄で7億7,109万円、4.7%の減を見込みました。

続いて、331ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金は、2,751万2,000円、0.7%の増を見込みました。増の要因は、出産件数は減少傾向ですが、出産育児一時金が42万円から50万円に引き上がることによるものでございます。

332ページをお願いいたします。

3款保険事業費納付金は、333ページにお移りいただきまして、計の欄で24億2,419万8,000円、3.0%の増を見込みました。この納付金は、歳入の県支出金、保険給付費等普通交付金の原資として県に納付するものでございます。

4款1項1目保健事業費は、9,399万9,000円、10.0%の増を見込みました。主なものは、説明欄の1、特定健康診査等事業6,373万9,000円及び、334ページにお移りください、説明欄の3、短期人間ドック事業2,340万円などでございます。

続いて、337ページをお願いいたします。

7款3項1目直営診療施設補助金は、2,070万円、前年度と同額を見込みました。この補助金は、旭中央病院の運営や各種事業に対し県から交付され、支出するものでございます。

4項1目施設勘定繰出金は、30万円、前年度と同額を見込みました。この繰出金は、滝郷診療所の運営に対し県から交付され、支出するものでございます。

338ページをお願いいたします。

8款予備費は、3,000万円、前年度と同額を見込みました。

339ページをお願いいたします。339ページから340ページは、給与費明細書となっております。

続きまして、施設勘定の歳入についてご説明いたします。

343ページをお願いいたします。

1款1項外来収入は、計の欄、4,681万1,000円、前年度と比較して7.7%の減を見込みました。減の要因は受診者数の減で、引き続きコロナ禍が継続すると見込み、予約診療による人数制限やコロナウイルス感染症対策の徹底により、インフルエンザなどのコロナ以外の感染症患者などの減少を見込んだことによるものでございます。

続いて、2項その他の診療収入は、各種健診や予防接種などで456万5,000円、11.1%の増を見込みました。

345ページをお願いいたします。

4款1項1目他会計繰入金は、740万円、前年度と同額を見込みました。

2項基金繰入金は、診療収入の減収を補填するため、1,800万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

347ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、4,751万1,000円、前年度と比較して0.8%の増を見込みました。増の要因は、職員給与費と総務事務費の増加によるものでございます。

350ページをお願いいたします。

2款1項医業費は、351ページに移らせていただきまして、計の欄、3,035万円、7.2%の減を見込みました。医業費については、主に医薬品、衛生材料費、その他医療用の機械器具等を見込んでおります。

352ページをお願いいたします。

6款予備費は、200万円、前年度と同額を見込みました。

353ページをお願いいたします。353ページから358ページは、給与費明細書となっております。

以上で、議案第3号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号、令和5年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の359ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を8億1,000万円と定めるものでございます。

次の360ページから364ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては、365ページ以降でご説明させていただきます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

365ページをお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、5億6,921万9,000円、前年度と比較して2.1%の増を見込みました。増の要因は、被保険者数の増加によるものでございます。

2款1項1目一般会計繰入金は、2億146万3,000円、前年度と比較して5.0%の増を見込

みました。内訳は、事務費分2,054万7,000円と、保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金1億8,091万6,000円でございます。この保険基盤安定繰入金につきましては、全額千葉県広域連合へ納付するものでございます。

366ページをお願いいたします。

4款3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、3,243万2,000円、13.0%の増を見込みました。増の要因は、健康診査の受託収入の増によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

368ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、1,881万4,000円、29.9%の増を見込みました。増の要因は、電算業務委託料の増で、標準化に向けたシステム改修やスマホ決済に対応するシステム改修費などの増加によるものでございます。

369ページをお願いいたします。

2款広域連合納付金は、7億5,013万5,000円、2.3%の増を見込みました。この納付金は、被保険者からの保険料と保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金を合わせて千葉県広域連合へ納付するものでございます。

370ページをお願いいたします。

3款保健事業費は、3,089万5,000円、12.8%の増を見込みました。内容は、健康診査事業を千葉県広域連合より受託し、実施するものでございます。

371ページをお願いいたします。

5款予備費は、前年度と同額の500万円を見込みました。

372ページをお願いいたします。372ページは、給与費明細書となっております。

以上で議案第4号の補足説明を終わりにいたします。

○議長（木内欽市） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第5号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の373ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を56億300万円と定めるものです。

第2条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を定めるものです。

次の374ページから377ページは、歳入歳出予算の款項ごとの金額であり、379ページと380ページは事項別明細書の総括となっておりますので、説明を省略させていただきます、381ページの歳入から予算の内容について主なものをご説明いたします。

それでは、381ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は12億2,802万6,000円で、保険料基準額は年額6万4,800円、納付義務者数を2万284人と見込み、対前年度比0.5%の減で計上いたしました。内訳は、現年度分調定見込額の90.8%に当たる1節現年度分特別徴収保険料を、収納率100%で11億2,088万3,000円を見込み、2節現年度分普通徴収保険料は1億222万4,000円、3節過年度分普通徴収保険料は491万9,000円を見込みました。

2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は、9億3,169万円、対前年度比3.9%の増で、2 項 1 目調整交付金は、2億2,132万3,000円、対前年度比35.5%の増で、2 目地域支援事業交付金は、7,876万3,000円、対前年度比1.2%の減でそれぞれ計上いたしました。

382ページをお願いいたします。

3 目保険者機能強化推進交付金は734万2,000円、対前年度比22.8%の減で、4 目介護保険保険者努力支援交付金は、1,098万4,000円、対前年度比23.6%の増でそれぞれ計上いたしました。

3 款支払基金交付金の計は14億4,902万円で、対前年度比3.4%の増で計上いたしました。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は、7億7,628万3,000円、対前年度比3.9%の増で計上いたしました。

383ページをお願いいたします。

同じく4 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金は、3,938万1,000円、対前年度比1.2%の減で計上いたしました。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金ですが、384ページをお願いいたします。

計でございますが、8億5,357万4,000円で、対前年度比4.2%の増で計上いたしました。

8 款諸収入ですが、385ページをお願いいたします。

2 項の雑入の計になりますが、657万2,000円を計上いたしました。主なものは、配食サービス事業利用収入です。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、386ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、2,371万5,000円、対前年度比37.4%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、介護保険住民情報系システム更新による保守委託料、貸借料の増によるものです。

387ページをお願いいたします。下の欄をご覧ください。

3 項 1 目介護認定審査会費は、2,873万6,000円、対前年度比6.6%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、要介護認定の有効期間を延長できる新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための特例措置が終了になることから、認定審査に必要な主治医意見書作成手数料の増額を見込んだことによるものです。

390ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、15億2,640万3,000円で、対前年度比3.6%の増で、2 目地域密着型介護サービス給付費は、8 億7,256万6,000円で、対前年度比5.8%の増で、3 目施設介護サービス給付費は、21億6,271万5,000円で、対前年度比4.6%の増でそれぞれ計上いたしました。増となった主な要因は、介護報酬の改定に伴う給付費の増と利用増を見込んだことによるものです。

続いて、391ページをお願いいたします。一番下になります。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、2 億6,783万4,000円で、対前年度比2.9%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、利用増を見込んだことによるものです。

少し飛びまして、397ページをお願いいたします。下段になります。

5 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、9,668万3,000円、対前年度比11.8%の減で計上いたしました。減となった主な要因は、自立支援の取り組みにより、介護予防・生活支援サービス事業の利用減を見込んだことによるものです。

400ページをお願いいたします。下段になります。

3 項 1 目包括的支援事業費は、1 億1,680万9,000円、対前年度比7.7%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、人件費の増を見込んだことによるものです。

少し飛びまして、408ページをお願いいたします。

6 款諸支出金の計になりますが、178万2,000円を計上いたしました。主なものは、第1号被保険者保険料還付金です。

409ページをお願いいたします。

7 款の予備費は、前年度同様1,000万円を計上いたしました。

410ページから416ページまでは、給与費明細書となっております。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号から議案第8号までの3議案について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 初めに、予算書のご用意をお願いいたします。

予算書につきましては、3事業が1冊になっております令和5年度旭市公営企業会計予算書になります。

それでは、議案第6号、令和5年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、（1）給水件数を2万1,698件、（2）年間給水量を658万7,810立方メートルとし、（3）1日平均給水量を1万7,999立方メートルと予定いたしました。（4）主要な建設改良事業は、旭配水場ポンプ施設更新工事に2億4,351万3,000円、配水管布設替工事に3億6,003万円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額5億7,192万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金について、一般会計から水道事業会計への補助金として、8,000万円を高料金対策に係るものとして受けることを記載したものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を407万6,000円と定めるもので、これは量水器などの購

入費を予定したものとなります。

次のページからは、水道事業会計予算に係る説明書となっております。

4ページをお願いいたします。

令和5年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収入でございますが、1款水道事業収益を対前年度比2.9%の増で、17億1,350万円を見込んでおります。

1項の営業収益は14億8,975万4,000円で、このうち主なものは、1目給水収益の14億7,723万2,000円で、水道料金収入でございます。年間有収水量を594万2,206立方メートルと見込んでおります。

2項の営業外収益は2億2,374万6,000円で、主なものは、1目他会計補助金8,090万円で、高料金対策及び児童手当に要する経費として、一般会計からの補助金でございます。

2目補助金6,676万3,000円は、同じく高料金対策に要する経費として、千葉縣市町村水道総合対策事業補助金を見込んでおります。

4目消費税及び地方消費税還付金2,169万9,000円は、資本的支出予算の建設改良費の増により、仕入れに係る消費税が売上げに係る消費税を上回ることから、消費税の還付を見込んだものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1款水道事業費用は対前年度比0.9%の増で、15億4,661万6,000円を予定いたしました。

1項の営業費用は15億1,841万4,000円で、このうち主なものは、1目原水及び浄水費の9億756万6,000円と、2目配水及び給水費の2億5,930万8,000円でございます。

次の5ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は、対前年度比154.8%の増で、3億7,658万2,000円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、1項1目企業債の1億1,370万円は、旭配水場ポンプ施設更新工事に係るものでございます。

2項1目出資金の9,720万円は、配水池等の基幹水道構築物や水道管路の耐震化に係る出資金を見込んでおります。

3項1目補助金の1億576万2,000円は、旭配水場ポンプ施設及び基幹管路等の更新に係る国庫補助金を見込んでおります。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

1 款資本的支出は、対前年度比138.1%の増で、9億4,851万1,000円を予定いたしました。主な内訳といたしまして、1 項建設改良費8億9,095万5,000円のうち、1 目拡張工事費は、配水管布設事業などで1,441万円、2 目改良工事費は、旭配水場ポンプ施設更新工事、基幹管路更新工事及び重要給水管路更新事業等に係る配水管布設替工事等で6億9,370万4,000円、3 目固定資産取得費は、旭配水場の電気計装設備、干潟配水場工業団地圧力タンクの更新などで、1億8,284万1,000円を予定しております。

次の6ページは、令和5年度旭市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

7ページから9ページまでは、職員給与関係の明細書となっております。

10ページから11ページにつきましては、令和5年度末の予定貸借対照表となっております。

また、12ページから14ページにつきましては、令和4年度の予定損益計算書及び令和4年度末の予定貸借対照表となります。

次の15ページから16ページは、注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第6号、令和5年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号、令和5年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の17ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、(1) 接続件数を2,061件、(2) 年間有収水量を61万147立方メートルとし、(3) 1日平均有収水量を1,667立方メートルと予定いたしました。(4) 主要な建設改良事業は、直流電源装置蓄電池交換に389万4,000円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

18ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1億1,349万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を1億4,500万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第9条は、繰越利益剰余金のうち1,836万4,000円について、企業債償還のため減債積立金に積み立てることにより処分することを定めるものであります。

次のページからは、旭市公共下水道事業会計予算に係る説明書となっております。

20ページをお願いいたします。

令和5年度旭市公共下水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収入の部でございますが、1款下水道事業収益を、対前年度比0.2%の減で、5億8,695万1,000円を見込んでおります。

1項の営業収益は1億1,619万1,000円で、このうち主なものは、1目下水道使用料で1億1,578万3,000円を見込んでおります。

2項の営業外収益は4億7,076万円で、主なものは、1目他会計負担金の2億7,600万円で、一般会計からの負担金でございます。また、2目補助金750万円は、防災・安全交付金を見込んでおります。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1款下水道事業費用は、対前年度比2.7%の増で、5億6,698万3,000円を予定いたしました。

1項の営業費用は5億912万8,000円で、このうち主なものは、2目処理場費の2億77万2,000円、4目減価償却費の2億3,839万3,000円でございます。

次の21ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は、対前年度比24.6%の減で、1億9,372万円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、1項1目企業債で6,940万円を借り入れるものでございます。

2項1目他会計負担金は1億2,400万円を見込んでおります。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出を、対前年度比14.9%の減で、3億721万円を予定いたしました。主な内訳としまして、1項建設改良費1,439万円のうち、1目拡張工事費は、公共ます設置工事で990万円、2目固定資産取得費は、旭市浄化センター管理棟の直流電源装置蓄電池交換など

で、449万円を予定しております。

次の22ページは、令和5年度旭市公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

23ページから25ページまでは、職員給与関係の明細書となっております。

26ページから27ページにつきましては、令和5年度末の予定貸借対照表となっております。

また、28ページから30ページにつきましては、令和4年度の予定損益計算書及び令和4年度末の予定貸借対照表となります。

次の31ページから32ページは、注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上で、議案第7号、令和5年度公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、令和5年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、(1) 接続件数を407件、(2) 年間有収水量を13万4,637立方メートルとし、(3) 1日平均有収水量を368立方メートルと予定いたしました。(4) 主要な建設改良事業は、制御盤及び上澄排出装置更新に1,870万円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

34ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1,438万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続いて、35ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第9条は、繰越利益剰余金のうち100万円について、企業債償還のための減債積立金に積み立てることにより処分することを定めるものであります。

次のページからは、旭市農業集落排水事業会計予算に関する説明書となっております。

36ページをお願いいたします。

令和5年度旭市農業集落排水事業会計予算実施計画となります。

初めに、収入でございますが、1款下水道事業収益は、対前年度比5.9%の増で、8,412万1,000円を見込んでおります。

1項の営業収益は1,730万6,000円で、全て下水道使用料です。

2項の営業外収益は6,681万5,000円で、主なものは1目他会計負担金の3,691万円で、一般会計からの負担金でございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1款下水道事業費用は、対前年度比7.5%の増で、8,317万6,000円を予定いたしました。

1項の営業費用は7,888万4,000円で、このうち主なものは、2目処理場費の3,002万9,000円、4目減価償却費の3,396万9,000円でございます。

次の37ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入でご説明申し上げます。

1款資本的収入は、対前年度比4.8%の減で、2,511万円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、1項1目企業債で660万円を借り入れるものでございます。

2項1目他会計負担金は、1,809万円を見込んでおります。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は、対前年度比6.9%の減で、3,949万3,000円を予定いたしました。主な内訳としまして、1項建設改良費1,870万円のうち、1目改良工事費はマンホールポンプ場制御盤更新工事で660万円、2目固定資産取得費は、処理場回分槽上澄排出装置更新で1,210万円を予定いたしました。

次の38ページは、令和5年度旭市農業集落排水事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

39ページから41ページまでは、職員給与関係の明細書となっております。

42ページから43ページにつきましては、令和5年度末の予定貸借対照表となっております。

また、44ページから46ページにつきましては、令和4年度の予定損益計算書及び令和4年度末の予定貸借対照表となります。

次の47ページから48ページは、注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第8号、令和5年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,300万円を追加し、予算の総額を327億100万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正と、第3条、地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。

今回の補正は、10事業について繰越明許費の設定を行うものです。

事業ごとに内容を申し上げますと、2款1項総務管理費、庁舎管理費は、本年度整備を予定していた市役所駐車場整備事業について、各種許認可手続きの協議に時間を要したことから、工事の年度内完了が見込めなくなったため繰越しするものです。

4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国の説明会において、小

児・乳幼児についてはワクチン接種が開始されてからの期間が短いため、引き続き接種機会の確保が必要との見解が示されたことなどから、必要な費用を繰越しするものです。

6款1項農業費、農業基盤整備事業は、県の土地改良事業が入札不調などにより繰越しとなったことから、この事業に対する市の負担金の支払いも翌年度となるため繰越しするものです。

次の農業水利施設改修事業は、飯岡地先の玉浦川排水路の改修工事について、新型コロナウイルス感染症の影響により資材の納入が遅れたことから、年度内の事業完了が困難となったため繰越しするものです。

8款2項道路橋梁費の道路新設改良事業は、道路改良工事において関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったことから繰越しするものです。

次の蛇園南地区排水路整備事業は、着工後に判明した埋設管の取り扱いについて関係機関との協議に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難なため繰越しするものです。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、国の交付金の追加交付が決定したことなどにより前倒しした事業費について、事業完了が来年度となることから繰越しするものです。

次の南堀之内バイパス整備事業は、関係地権者との調整や電気工作物の移転協議に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難なため繰越しするものです。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、関係機関との協議に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難なため繰越しするものです。

次の冠水対策排水整備事業は、下水道管の移設に係る工法検討や電気工作物の移転協議に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難なため繰越しするものです。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

今回の補正は、地方債の変更です。

道路整備事業は、先ほど繰越明許費で説明しました飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に係る起債で、限度額を11億3,120万円から1億3,930万円増額し、12億7,050万円とするものです。

9ページをお願いいたします。

歳入から順を追って説明をいたします。

10款1項1目地方交付税1億5,870万3,000円の増は、説明欄1、普通交付税が12月末に国

の補正予算により追加交付されたことから、今回の補正財源として計上するものです。

14款1項1目民生費国庫負担金2,635万6,000円の増は、3節児童福祉費国庫負担金の説明欄1、障害児通所給付費等負担金160万6,000円、こちらは、今回の補正で計上した障害児通所支援事業に対する負担金の増と、その下になりますが、4節生活保護費国庫負担金の説明欄1、生活保護費負担金2,475万円、こちらも今回の補正で計上しました生活保護扶助費に対する負担金の増によるものでございます。

14款2項2目民生費国庫補助金1,768万円の増は、説明欄1、子どものための教育・保育給付交付金の増で、今回の補正で計上した認定こども園施設型給付事業に対する補助金です。

4目土木費国庫補助金1億7,792万8,000円の増は、説明欄1、社会資本整備総合交付金の増で、先ほどご説明しました飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に対する交付金です。

続いて、10ページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金946万円の増は、説明欄1、障害児通所給付費等負担金80万3,000円、こちらは障害児通所事業に対する県負担金の増と、説明欄2の子どものための教育・保育給付費負担金865万7,000円、こちらは認定こども園施設型給付事業に対する県負担金の増によるものです。

16款1項2目利子及び配当金1,033万3,000円の増は、説明欄1、財政調整基金利子の増で、財政調整基金の運用に伴う利子の増と県債の売却益です。

18款1項1目介護保険事業特別会計繰入金3,865万1,000円の増は、令和3年度分の介護保険事業特別会計に対する繰出金が精算に伴い返還となったことから、その分を繰り入れるものです。

2項1目財政調整基金繰入金6,458万9,000円の増は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するものです。

11ページをお願いいたします。

21款市債については、先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりであります。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

2款1項6目財産管理費1,033万3,000円の増は、説明欄1、財政調整基金積立金で、財政調整基金の運用に伴い増となった利子と、県債の売却益を基金に積み立てるものです。

11目諸費1億2,224万2,000円の増は、説明欄1、国庫支出金等返還費の増で、広域ごみ処理施設建設に係る市の負担金等に対して交付されていた震災復興特別交付税について、事業

の精算に伴い、超過で交付されていた分を国に返還するものです。

3款3項1目児童福祉総務費4,173万7,000円の増は、説明欄1、認定こども園施設型給付事業で、認定こども園の利用者の増や一部の施設の利用定員の変更に伴い単価が増となったことにより、施設型給付費が増となったことから事業費を増額するものであります。

5目障害児福祉費321万4,000円の増は、説明欄1、障害児通所支援事業の増で、児童発達支援サービスの利用者の増加や報酬改定による新たな加算金の追加などにより給付費が増となったことから、事業費を増額するものであります。

13ページをお願いいたします。

3款4項2目扶助費3,300万円の増は、説明欄1、生活保護扶助費の増で、生活保護世帯の増加や医療扶助費の増加に伴い生活保護扶助費が増となったことから、事業費を増額するものであります。

4款1項2目予防費1億円の増は、説明欄1、新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業の増で、昨年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている旭中央病院に対し、感染症患者の受入れ体制の継続支援のため、県の空床確保事業に上乘せして交付金を支給する事業の経費でございます。

8款2項3目道路新設改良費3億2,380万9,000円の増は、説明欄1、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の増で、本事業に係る国の社会資本整備総合交付金の追加交付が決定したことなどに合わせて事業費の前倒しを行うことから増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費739万7,000円の増は、説明欄1、小学校施設管理費の増で、電気料金の高騰に伴い、不足する光熱水費を増額するものであります。

3項1目学校管理費126万8,000円の増は、説明欄1、中学校施設管理費の増で、こちらも電気料金の高騰に伴い、不足する光熱水費を増額するものです。

最後に、15ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

令和4年度の起債額を1億3,930万円増額するもので、内容につきましては、先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりでございます。これによりまして、一番右下になります、令和4年度末現在高見込額は、297億1,183万4,000円となります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇)

○**高齢者福祉課長（赤谷浩巳）** 議案第10号、令和4年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,600万円とするものです。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、5ページと6ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金43万円は、令和3年度分の追加交付金となります。これは、前年度に9か月分の事業費を基に概算で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため計上するものであります。

7款の繰越金ですが、令和3年度決算に基づく繰越額を今回の補正財源として、2億1,774万9,000円を計上するものであります。

8款の諸収入ですが、2項1目第三者納付金には、第三者行為に係る損害賠償金82万1,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金には、1億4,622万円を追加し、1億4,628万8,000円といたしました。これは、基金運用利息と令和3年度の剰余金を積み立てるものでございます。

6款1項2目償還金は、7,278万円を追加し、7,278万4,000円とするもので、令和3年度介護給付費負担金等の確定による国、支払基金、県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○**議長（木内欽市）** 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第15号について、子育て支援課長、登壇してください。

(子育て支援課長 多田英子 登壇)

○子育て支援課長(多田英子) 議案第11号及び議案第15号の2議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第11号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、こども家庭庁の設置による関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係する条例を一括して改正するものです。

新旧対照表の1ページをお開きください。

旭市立保育所条例第4条は、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されることに伴い、第1項のみとなることから、引用法令の条項の整理をするものです。

次に、2ページをお開きください。

旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、民法等の改正により懲戒権の規定が削除されたことにより、第13条懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものです。

次に、3ページをご覧ください。

旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例については、第4条から5ページの第13条までは、旭市立保育所条例第1条と同様に、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されることに伴い第1項のみとなることから、引用法令の条項の整理をするものです。

この後の法第19条関係は、同様の改正となりますので、割愛させていただきます。

続いて、7ページの上段をご覧ください。

第15条第1項第3号につきましては、学校教育法第25条の第2項と第3項が追加されたことによる引用法令の条項整理となります。

続いて、7ページの下段と8ページの上段の第26条懲戒に係る権限の濫用禁止は、先ほどもお説明いたしました民法等の改正により懲戒権の規定が削除されたことにより、同様に削除するものです。

次に、15ページをお開きください。

旭市子ども・子育て会議条例の第1条につきましては、子ども・子育て支援法第72条から第76条が削られたことに伴う引用法令の条項の整理になります。

続いて、議案第11号の3ページをご覧ください。

附則になりますが、この条例の施行日は令和5年4月1日からとなります。ただし、第2条及び第3条の旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止の改正規定につきましては、公布の日から施行となります。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続いて、議案第15号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、児童の安全の確保に関する計画の策定義務や、送迎用のバスの安全装置の設置義務等について定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、所要の改正をするものです。

家庭的保育事業等につきましては、平成26年に待機児童等に対応するために小規模保育事業や家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業といった比較的小規模な保育事業について、市町村が認可する事業として児童福祉法で規定されたところです。

なお、旭市におきましては、家庭的保育事業等の申請受理及び認可実績はございません。

新旧対照表21ページをご覧ください。

第6条、保育所等との連携につきましては、家庭的保育事業者等と規定しておりますが、この中から居宅訪問型保育事業者を除くとしており、この規定を準用する条文として、この後にご説明いたします第7条の3第2項を追加し、この規定についても居宅訪問型保育事業者を除くものであります。

次の第7条の2、安全計画の策定等は新たに追加するもので、第1項は、利用乳幼児の安全確保のために安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないものとしております。

22ページをご覧ください。

第2項では、職員に対し安全計画を周知し、研修、訓練を定期的実施しなければならないものとし、第3項では、保護者に対して安全計画の取り組み内容等を周知しなければならないものとしております。

第4項では、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものです。

次の第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認についても新たに追加するもので、第1項では、乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、点呼その他確実に把握できる方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならないとしております。

第2項では、送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の利用乳幼児の見落とし防止装置を備え、降車の際に所在の確認を行わなければならないとしております。

23ページをご覧ください。

第10条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準につきましては、改正前は、他の社会福祉施設等を併設する場合、設備や職員を兼ねることができるとし、ただし書により、特有の設備や乳幼児を保育する職員を兼ねることができないとされておりました。改正後はただし書を削除し、「その行う保育に支障がない場合に限り」を追加し、職員の兼務や設備の共有を可能としたものです。

次の第14条衛生管理等につきましては、第2項で職員に対して感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう明確に規定がされたものです。

議案第15号2ページをご覧ください。

附則になりますが、本条例の施行日は令和5年4月1日からとなります。

また、経過措置といたしまして、第7条の3第2項の適用につきましては、家庭的保育事業者等において、乳幼児の送迎を目的とした自動車にブザー等を備えること及びこれを用いることが困難な事情がある場合は、令和6年3月31日までブザー等を備えないことができるとしており、この場合において、ブザー等の設置に代わる措置を講じ、乳幼児の所在の確認を行わなければならないとしております。

最後に、本議案とは直接の関係はありませんが、認可保育所や認定こども園については、本条例と同様の改正が千葉県条例においてなされていることから、市内認可保育所等においても同様に対応するものです。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） 議案第12号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正内容は2点ございまして、まず1点目は、組織の一部再編に伴い、教育委員会事務局の増員が必要となることから、第3条の各号に規定する職員の定数を改めるものとなります。

新旧対照表の16ページをご覧ください。

現在の定数合計675人、これ自体に増減はございませんが、第2号の市長事務部局の職員を452人から450人に、第5号の教育委員会事務局の職員を59人から65人に、第7号の消防職員を121人から120人に、第8号の公営企業職員を21人から18人に改めるものです。

2点目は、長期間勤務しない職員が生じた際に業務遂行に必要な人員を補充できるよう、第5条に定数外の職員を規定し、第1号の休職とされた職員、第2号の育児休業の承認を受けている職員、第3号の他の地方公共団体へ派遣された職員、第4号の公益的法人等へ派遣された職員につきましては、第3条の定数に含まれないこととするものです。

さらに、第2項におきましては、休職または育児休業を承認された職員が復帰したことで一時的に定数を超えた場合には、その超過分について1年を超えない期間に限り定数外とすることができることとするものです。

なお、条例の施行期日は令和5年4月1日です。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第13号、議案第18号について、教育総務課長、登壇してください。

（教育総務課長 向後 稔 登壇）

○教育総務課長（向後 稔） 議案第13号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、別表第1に医療的ケア指導医の報酬、年額10万2,000円、学校運営協議会委員の報酬、日額6,000円を加えるものです。

医療的ケア指導医の報酬は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、本市の小学校で実施する医療的ケア事業を行うための指導医の報酬を定めるものです。

学校運営協議会委員の報酬は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく旭市学校運営協議会の設置に当たり、委員の報酬を定めるものです。

附則は、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものであります。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第18号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴

い、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の26ページをお願いいたします。

現行の第6条の次に、第6条の2と第6条の3の2条を加え、第6条の2は安全計画の策定等を義務化する規定で、放課後児童クラブの各事業所で、事業所内外での安全に関する指導のほか、職員の研修、訓練、保護者への周知などの安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないとするものです。

第6条の3は、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する規定で、送迎用バス利用者の乗車及び降車の際の点呼、利用者の所在を確実に把握するため規定するものです。

27ページをお願いいたします。

現行の第12条の次に、第12条の2を加え、感染症や非常災害の発生時の利用者に対する支援の提供や早期業務の再開等を図るため業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするものでございます。

第13条の改正は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するため、第2項中の「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」と改めるものです。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 向後秀敬 登壇）

○税務課長（向後秀敬） 議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の19ページをお願いいたします。

昨年3月の税制改正において地方税法施行令が改正され、国民健康保険税のうち基礎課税額、いわゆる医療分の課税限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が19万円から20万円に引き上げられたことから、当該課税限度額を定めた第2条及び第23条を改正するものです。

なお、参考までに申し上げますと、現在、県内市町村の課税限度額は54団体中8割を超える44団体が、昨年の税制改正に合わせて、既に同様の引上げを行っております。

本市においても、1年遅れとなりますが、令和5年度課税分から課税限度額を引き上げる

ものでございます。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 高野 久 登壇）

○保険年金課長（高野 久） 議案第16号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、旭市国民健康保険条例第5条の出産育児一時金について所要の改正をするものでございます。

初めに、出産育児一時金の給付の内容について申し上げます。

この給付は、旭市国民健康保険に加入している被保険者が出産した場合に、1児につき、現行では40万8,000円に産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加算して、総額42万円を支給しているものでございます。

この産科医療補償制度については、分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺の新生児や、その家族に対して経済的負担を補償するものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表の24ページをお願いいたします。

改正の内容は、出産育児一時金の額を現行の40万8,000円から48万8,000円に改正するものです。

改正の趣旨につきましては、健康保険法第101条の政令で定める金額として、健康保険法施行令第36条に規定する出産育児一時金の金額が40万8,000円から48万8,000円に引き上げられたことから、旭市国民健康保険条例第5条の規定を一部改正するものでございます。

なお、産科医療補償制度の掛金につきましては、新旧対照表の条文中2段目、ただし書にありますとおり、3万円を上限として加算しているものでございます。

条例の施行期日は令和5年4月1日となります。

以上で議案第16号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（木内欽市） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第17号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 飯島和則 登壇）

○都市整備課長（飯島和則） 議案第17号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

老朽化による用途廃止に伴い、西野住宅の戸数を52戸から47戸へ、双葉団地の戸数を39戸から38戸へ改めるものです。

西野住宅は昭和40年代、双葉団地は昭和30年代後半から40年代にかけて建築され、ともに建築後50年以上経過し耐用年数を超過していることから、老朽化が著しく、住環境や防災などの管理面においても支障を来している状況であります。

このような状況を受け、西野住宅及び双葉団地につきましては、新規募集を停止し、空き家になった住宅から順次用途廃止を行っており、今回は西野住宅5戸、双葉団地1戸、計6戸の住宅について用途廃止を行うものです。

本条例の施行期日は令和5年4月1日です。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第19号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 金杉高春 登壇）

○体育振興課長（金杉高春） 議案第19号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

干潟さくら台庭球場については、干潟地域の工業団地内にあるテニスコート2面ですが、老朽化により施設の機能が低下していることから、施設を廃止するため所要の改正を行うものです。

なお、利用していた団体は既に活動場所を移動しており、現在の利用者はありません。

それでは、新旧対照表の29ページをお願いいたします。

干潟さくら台庭球場の廃止に伴い、別表中、関連する部分を削除するものです。

続いて、30ページをお願いいたします。

干潟さくら台庭球場の廃止に伴い、附則第2項により、旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第1の当該施設の使用料に関する部分を削除するものです。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 浪川正彦 登壇）

○建設課長（浪川正彦） 議案第20号、市道路線の認定、廃止及び変更について補足説明を申

上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

認定路線調書の整理番号1番、A-2173号線です。

道路整備による市道路線の認定で、宅地造成により帰属された路線を認定するものであります。

なお、認定箇所は2ページ記載のとおりでございます。

続いて、3ページをお願いします。廃止路線調書です。

整理番号1番、A-5062号線は、道路整備による市道路線の廃止で、津波避難道路椎名内西足洗線の一部が完成したことにより区間が重複するため廃止するものです。廃止箇所は、4ページ記載のとおりです。

戻りまして、3ページをお願いいたします。

整理番号2番、H-1169号線は、匝瑳市豊和地区、農業基盤整備事業の区画整理により匝瑳市に編入される1路線を廃止するものです。廃止箇所は5ページ記載のとおりです。

次に、6ページをお願いします。

変更路線調書です。

初めに、整理番号1番及び2番です。1-043号線、2-078号線です。

2路線については、津波避難道路椎名内西足洗線の一部が完成したことによる路線の組替えです。変更箇所は7ページ及び8ページ記載のとおりとなります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページ、整理番号3番及び4番です。A-3152号線、A-3164号線です。

旭中央病院アクセス道の完成による路線の組替えです。変更箇所は9ページ記載のとおりです。

戻りまして、6ページをお願いいたします。

整理番号5番から9番の5路線については、匝瑳市豊和地区、農業基盤整備事業の区画整理により、市道のうち匝瑳市に編入される区間についてそれぞれ変更するものであります。変更箇所については10ページ記載のとおりです。

以上で議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第21号、議案第22号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 向後利胤 登壇）

○市民生活課長（向後利胤） 議案第21号及び議案第22号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち2名が令和5年6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第21号で推薦したい方は、旭市萬力2302番地にお住まいの金杉光信氏、昭和40年9月18日生まれの方です。金杉光信氏は、長年にわたり消防活動に尽力し、昨年3月まで本市消防団の副団長として、地域を守る第一線で活躍されておりました。令和2年7月からは、人権擁護委員として積極的に活動されていることから、引き続きお願いしたいと考え、推薦するものです。

次に、議案第22号で推薦したい方は、旭市後草994番地8にお住まいの石橋孝子氏、昭和34年1月22日生まれの方です。石橋孝子氏は、長年にわたり匝瑳市の職員として行政に携わっており、豊富な知識と経験をお持ちで、常に地域住民の視点に立ち、住民福祉の向上に努めてこられました。温厚誠実な人柄で地域における信望も厚く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものです。

また、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間となります。

以上で議案第21号及び議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第23号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和4年度旭市一般会計補正予算第7号です。

この補正予算は、国の交付金を受けて子育て支援策の一つとして実施する妊娠届、出生届の際に給付金の給付を行う出産・子育て応援給付金給付事業について、迅速に対応する必要があったことから、2月20日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4,700万円を追加し、予算の総額を320億5,800万円としたものであります。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項3目衛生費国庫補助金3,224万2,000円の増は、右側になります説明欄1、妊娠出産子育て支援交付金です。これは、出産・子育て応援給付金給付事業に対する国の交付金で、電算システム改修費の全額と、給付金給付事業の3分の2が補助されます。

15款2項3目衛生費県補助金737万9,000円の増は、説明欄1、出産・子育て応援交付金です。こちらは、出産・子育て応援給付金給付事業に対する県の交付金で、給付金給付事業の6分の1が補助されます。

18款2項1目財政調整基金繰入金737万9,000円の増は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するもので、県と同じく、給付金給付事業の6分の1を負担するものであります。

歳入の説明は以上となります。

続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費272万6,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業の増で、出産・子育て応援給付金の支給に伴う電算システムの改修費用です。

4款1項3目母子保健費4,427万4,000円の増は、説明欄1、出産・子育て応援給付金給付事業の増で、こちらは妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備のための支援として、妊娠届、出生届の際に、それぞれ5万円を給付する出産・子育て応援給付金の支給に要する費用でございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は3月6日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 7分